平成２６年（フ）第１８号
千葉県船橋市習志野台８丁目11番24号　ガーデンハイツ遠部Ⅱ―201号、前住所福島県喜多方市松山町村松字桜清水2019番地１
債務者　猪俣　玲子
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
群馬県太田市藪塚町1254番地６　モンパレス藪塚第３―303号室、住民票上の住所群馬県伊勢崎市市場町１丁目104番地３
債務者　山口　　剛
１　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２４号
岐阜県中津川市中津川2364番地の2290　アメニティハウスＢ―103、申立時の住所岐阜県中津川市手賀野169番地の２　雇用促進住宅中津川宿舎１―209号
債務者　伊藤　友弥
１　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１００号
奈良県生駒市東生駒月見町132番地５
債務者　仲村　章子
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２９９号
香川県高松市香西南町187番地２　ブレイン香西202
債務者　田山ひかる
１　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１２号
香川県高松市木太町2856番地７
債務者　木岡　明美（旧姓大前）
１　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０号
北海道苫小牧市柏木町６丁目４番14号　コーポ山岡６号
債務者　柚崎　廣重
１　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１１号
兵庫県加古川市尾上町口里814番地の46レオパレス浜ノ宮105号、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺北町１丁目23番地の４
債務者　若本　沙季
１　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０号
熊本県荒尾市蔵満244番地１
債務者　溝上　正弘
１　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第２１号
熊本県荒尾市蔵満244番地１
債務者　溝上　圭子
１　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第５０号
愛知県豊川市八幡町野路77番地の２　グランデージ野路202号
債務者　北澤　敏枝
１　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
５　免責審尋期日　平成26年６月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第６７号
愛知県豊橋市東橋良町25番地４　109、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字大穴60番地１107
債務者　亀谷　雄一
１　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
５　免責審尋期日　平成26年６月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５５号
川崎市中原区小杉御殿町１丁目904番地　グリーンハイツ御殿102
債務者　鈴木　重政
１　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
川崎市幸区塚越２丁目187番地１　グランソラージュ101
債務者　石渡　敦枝（旧姓鎌田）
１　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第８０号
川崎市宮前区東有馬２丁目37番36号　メゾンミルティーユⅥ号室、前住所川崎区宮前区東有馬４丁目10番14号　ベルハイツ108
債務者　嶋倉　　勇
１　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係